

小笠原の現状と沖縄

組原 洋

1

去る4月25日、いわゆる「米軍用地小作人訴訟」の第一審判決が那覇地裁沖縄支部で言い渡された。当日の沖縄タイムスタ刊は、第一面と社会面でこの判決のことを大きく取り上げているが、社会面の方の見出しは、“50年かけた開墾 たった3秒の判決”となっており、言い得て妙である。

私がこの事件のことを知ったのは3月下旬のことで、沖縄大学地域研究所にこの訴訟の原告代表の方2人がみえて、この事件について応援してほしい、ということだった。一応話を伺ってどういう事件なのかはおぼろに分かったが、どちら側が勝つであろうとか、そういうあたりまではとても判断できなかった。ともかく記録を読んでみてから、ということでお引きとりねがったのである。

その後、私なりに記録を読み、後述のように調査もやって、この事件についての判断は徐々に固まっていっている段階であるが、ともかく、この件で裁判所に行くのは判決言い渡しの当日が初めてであった。

法廷傍聴していて一番驚いたのは、原告団が原告訴訟代理人と同じ所に座ることを裁判所が許さなかったことである。私のような飛び入りもあり、記者団も多く、そもそも原告の数が116名にもものぼるのだそうで、とても傍聴席では足りない。法廷に入り切れず廊下にはみ出た人が何名もいる。じゃあ、原告訴訟代理人の席につなげて入れるだけ座らせればいいではないか、と私は原告団の世話役みたいな人に言い、その人もそれを裁判所に求めたところ拒否されたのであった。どうしてなのか分からないうち、裁判官が入廷し、あっという間に棄却判決が言い渡され、私の印象では逃げるようにして裁判官は奥の扉の向こうに消えてしまった。

例えば治安関係の事件なら、こういうのも分からないではない。しかし、この事件の原告団は実におとなしいのである。私は沖縄の軽貨物関係の事件の代理人をやっているが、こちらのほうも法廷において礼儀正しい点は同じではあるが、公判のたびに、その後マイクを裁判所のほうに向けて騒々しい集会を開き続けてきた。これに比べると、こちらのほうは、判決後の集会も裁判所から見えないところまで移動し、マイクもなしで実に静かなものであった。拍子抜けしたくらいである。

しかし、原告団の面々は、悲痛な表情をしていた。当然であろう。そもそも負けだ、という以外に何の説明もないのである。私は、江戸時代にでもタイムスリップしたような錯

算を起こしてしまった。問答無用という感じである。

2

ところで、このいわゆる「米軍用地小作人訴訟」というのは土地所有者が誰かによって2つに分かれている。4月25日に判決が言い渡されたのは、土地所有者が沖縄土地住宅株式会社のものであり、もう1つの、土地所有者が沖縄市であるものについては、去る6月27日、同裁判所で判決が言い渡された。

4月25日に判決が言い渡されたほうの事件記録を読んでいた私にとって意外だったのは、審理中に最も攻防が費やされた消滅時効を理由として原告らが敗訴したのではなかったという点である。

この事件は、戦後、米軍嘉手納弾薬庫として収用された御殿敷（沖縄市）、久得（嘉手納町）、牧原（読谷村）に住み小作をしていた人やその後継者で組織する旧沖縄製糖株式会社小作人組合（上江洲由芳会長）が、現在の土地所有者である沖縄土地住宅株式会社を被告として、賃借権の確認等を求める訴訟を提起していたものだが、問題の土地は、もともと不毛のジャングルであったのを、原告らの先代が開拓農民として住んで開墾し、甘蔗等の生産可能な畑としたのである。ここで生産された甘蔗を土地所有者である製糖会社に売ることが賃貸借契約の条件になっており、かつ、いずれはこの土地の所有権自体も開墾者に譲渡するという段取りになっていた。

以上が戦前までの成り行きであるが、戦争末期の1945年初め頃、空襲のため強制疎開を命じられた。戦後は、上記のように米軍に接収されて現在に至っているわけである。そして、復帰前までは米軍が、復帰後は日本政府が土地所有者に対して賃料を払ってきたのであるが、もし、原告らの賃借権が存在するとするなら、当然、その賃料の一部は原告らに回ってくるべきものである。その分は被告の不当利得であるとして、賃借権の確認とともに不当利得の返還請求をしたのである。

そういうわけで、この訴訟の一番の争点は、原告らがいまだ賃借権を有しているかどうか、という点にあった。

これに対して、裁判所は、賃借権はすでに消滅しているとの判断を下した。その理由として、戦後（正式には1959年（昭和34年）頃）米軍がこの土地を被告から賃借したので、被告がこの土地を原告らに使用収益させることは「将来に向かって確定的に履行不能となったといわざるをえない」（判決の「事実及び理由」第三・一）と述べているのだが、このような主張は、判決を見るかぎりでは、原告側はもちろん被告側もしておらず、原・被告双方にとって意外な判断ではなかったかと思われる。

私がこの事件の一件記録をざっと読んでみて最初に感じたのは、原告らの、この土地に対する並々ならぬ執念ともいうべきものである。米軍に接収されているため以前のように耕作できないにもかかわらず、戦後、復帰の前後を問わず一貫して自らの用益権を主張し、国・県・市・土地所有者等に対して要望、陳情行動を繰り返して続けた。戦前、原告らの先代は、豊作祈願のため、御殿敷・牧原・久得にそれぞれ拝所を設置し、2月2日と9月9日の年2回、祭りを催し参拝したが、戦後もこれを継続している。実際もし戦争さえなければ自分たちの土地になっていたはずなのである。この土地に対する愛着もむべなるかな、と思わせるものがある。

ところが、要望、陳情先が一定しないことからもうかがわれるように、戦後の混乱の中で、民法に定められているの時効の中断手続をやっていない、とあって、被告側は、賃借権は時効で消滅したと主張した。被告が、原告らの訴状に対する答弁書において、「被告の主張」として真っ先に主張したのはこれである。そして、その後の原・被告間の攻防もこの点に多くの時間と枚数を費やしている。

しかし、原告らのこれまでの行動は、どう考えても、「権利のうえに眠るものは保護に値しない」という時効制度の適用をためらわせるに十分である。法の無知ゆえにむざむざと権利を失うといったようなことを、法を運用するものが許してよいのだろうか。裁判所もまた、消滅時効が完成した、という理由では弱いと考えたのであろうか、この理由によって原告らの請求を棄却することはあえてしなかった。

そのかわりに出てきたのが、前記の「履行不能」という理由なのである。あっけに取られるほかはない。「肩すかし」という以上のものを感じざるをえない。判決は、「敗戦という国家の異常事態に伴って権利ないし地位を失い、あるいは不利益を被り、しかもそれを回復することができないでいるのは、ひとり原告ら又はその先代にとどまらない」などと述べているが、冗談ではない、と言いたい。「一億総懺悔」の時代じゃあるまいし、こういう言い方では到底説得力を持たない。

一件記録を読んだあと私のうちに残った気持は、「勝てる」とか「勝てない」とかいうことより、「勝たせたい」というものであった。これで、うやむやのうちに負けてしまうようなことになれば、本当に死者の霊も浮かばれまい。

ところで、訴状において小笠原のことが述べられている。小笠原には以前から興味を持っていたので、ともかく現地に行ってみることにした。

以下に、そのときの日記の一部を掲げる。

1991年4月1日

今日は、父島にたつ前の準備で買い物をした。本は、有吉佐和子の、父島のことを書いた文庫本が読みたくてさがしたのだが、なかった。他にも民俗学を含めてみあたらず、どうも注目されていないらしい。まっ、いいんじゃないの。とにかく、行ってみないことには分かりようがない。他に、カメラなどを買った。娘を沖縄に見送ってから全体に疲れが出てきているようで、だるい。娘が東京にいる間、姉の長男も一緒に、東京都西部の五日市や奥多摩を歩き回った。特に、五日市から奥に行くと、これで東京都なのか、と驚かされるような風景になる。まだシーズンに入っていないせいで、人もまばらだった。バスが2時間に1本しかないので、暗くなって寒いなかを、じっとして待つよりは、と歩いた。道の下は深い谷である。

4月3日

2日の朝出航して、今、父島に着いた。民宿バナナ荘というところにいる。港のすぐ近くで、COOPの斜め向かいである。大変便利で理想的。宿のおばさんが、ヤマトの顔をしていない。ちょっとCOOPにいった感じでも、相当変わったところだという感じがする。はるばるやって来た甲斐があったというものだ。

船が着くまぎわになって、果たして宿を取れるのかと、相当気をもんだ。意外にも、船は満員状態なのである。何と、クジラを見るツアーの人々が同船しているのである。竹芝桟橋で初めて見かけた時は、別の船じゃないかと思った。そうじゃなく、一緒とわかった時はしばらく信じられなかった。クジラを見るためにわざわざ小笠原にまで行くなんて、まったく冗談じゃない。妙な国だよ。これが、多分150人ぐらい。若い人が多いようだが、ちゃんとした大人も混じっている。たまげた。船内の喫煙場所で年配のおばさんにきいてみたら、何でもテレビでやったらしい。それをみてたら実際にいってみたいくなった。と。このおばさんは娘と一緒に、個人で来たのだそうだが、前にも来たけどその時はクジラにあえなくて、また来たというのだからいやはや大したものだ。そして民宿は、あるのかなのか船内ではわからないが、とにかくこんでいるのは確実ようで、ホテルシップ、つまり、小笠原丸に泊まることにしたのだそうである。最悪の場合でも泊まる場所はあるとのことだが、船じゃあねえ。

船がこんでいたのは、転任で赴任する家族連れがたくさん乗っていたためでもある。私の隣にも高校の先生の家族が陣取っていて、これから着任だそう。専門が生物なので、自分で希望したのだそうで、4年はいたい。立派。それはともかく、何しろ寝返りを打つことさえできないのだ。ちょっとひどい。単独路線というのはこういうふうになる。料金も、沖縄・本土間の航路と比べて大分高いように思われる。

バナナ荘は、1泊5500円だそうである。「そうすると、3泊で1万6500円です

ね」「消費税もありますからね」「なるほど」とはいったもののびっくりした。消費税、なんて感じじゃないもんね。結局1万7000円也だそうである。夕御飯のとき「刺身おいしいでしょう」とおばさんが言ったが、それより私は、骨付きチキンの汁が絶妙だと思った。

夜、同室の人とちょっと散歩した。街路は非常に清潔。食堂類が多い。今日ついた郵便物を早速配達していたが、ワゴンの後の戸を開いて、青年が2人座ったまま走っている。植物は、沖縄を思わせるものがある。

4月4日

今日は、最初は、島を回るつもりでいた。パンと弁当を買ってから、レンタサイクル屋をさがしていくと、じきに小笠原村役場に出た。入ってみると、まず、人口表が目に入った。4月1日現在で、世帯数1020、人口1980である。うち、男性が1179人、女性が801人であり、また、父島が1609人、母島が371人である。短期滞在者というのが何を意味するのかよくわからないが、これは177人である。村、村議会の役職者一覧表を見ると、村会議員名の中にセイボレーみき子というのがある。

ここで、小笠原復帰関係の資料がないか聞いてみた。そうしたら、2階の教育委員会に行くようにと言われた。局長が会ってくれて、沖縄での「米軍用地小作人訴訟」事件の概要を話すと、復帰の当時は村はなくて、都の直轄だったこと、村ができたのが1979年であること等をいい、(東京都の)支庁に行ったらいいと言っていたのだが、そのうち、ちょっと待ってくれと言って、若い人を連れてきた。総務課企画係のS氏である。

最初は、「小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」の13条を示して、この期限内に届け出のなかったものについては認めないという方向で対処したといていたのだが、やがて、現在、硫黄島で、期限後になって賃借権等の届け出をした8名について現在まさに問題となっていることを教えてくれて、それは、村有地だということである。そして、村としては認めたいという方向だが、何しろ証拠がほとんど残ってなくて申請しかない状態なのだそうである。そうすると、根拠がないというので問題で、例えば裁判所で確認判決をもらうとかしてくれ(村は負けるからという前提で)といった話をしているのだそうで、名目も、補償金ではなく、見舞金ということになりそうだということだった。

ところで、都があっせんにかかわったりしたケースの資料集みたいなのがあり、これをコピーできるだろうかと聞いてみたら、都からもらった内部資料なので都に聞いてみないと、という。そして、一緒にいってあげましょうといてくれて、すぐ電話してくれたのだが、留守だそうで、午後1時半にもう一度来ることになった。お礼を言うと、わざわざ沖縄からみえたのだから、という。なるほどそういう言い方もあるんだな。

まだ11時だったので、バナナ荘の横から奥に入る道の先に石階段があるのでのぼって
いってみた。神社があった。ずっとさらにのぼっていくとだんだん見晴らしがよくなって
きた。途中の休憩所に男の人が1人休んでいて、聞くと、船に泊まっているそうである。
何と100人ぐらいも泊まっているのだそうで、たまげた。ホエールウォッチングは都や
村も企画に加わっているのだそうで、青少年の団体教育も兼ねているらしい。今日3時に
その船が出るのだそうだが、クジラが見られなかった場合は、料金4000円全額を返却
してくれるというのだからすごい。この人は、沖縄にもいったそうで、沖縄の海の方がず
っといいという。実際私もそう思う。

民宿で、朝買った弁当を食べてから役場に行った。すぐにSさんと、支庁に行った。何
という課だったか忘れたが、とにかく2人が応対してくれて、そのうち偉い方が、小
笠原のケースは沖縄とは違うので意味がないみたいなことをしきりに言う。しかし、私の
話をさらに聞き、また、私が持っていった事件の記録に目を通すうち、これは硫黄島のケ
ースがびったりだというのである。沖縄のことも詳しいようなので聞いてみると、実際
に行ったのだそうだ。段々親切になっていき、硫黄島関係の資料等をたくさんくれた。最初
は、役人の逃げではないかと思った（実際名刺はくれなかった）が、結果的には可能な限
りの資料をくれたと思う。いい人に会えて、実に幸運だった。今、空港建設が問題になっ
ていて、これも沖縄と似ている。

民宿に帰ると4時だった。自転車を借りて、ずっと走ってみた。コペペ海岸まで行って
戻ってくるのに1時間半ちょっとかかった。

夜になって沖縄から電話がかかった。娘と妻が出た。明日は母島に行くというと、妻は
「母島もあるの？」というので、兄島、婿島と挙げていくと、アハハと笑いだした。民宿
のおばさんが、電話の後、私のことをいろいろと聞き始めた。確か、おばさんのいとこの
娘だったかが沖縄の人と結婚していて、沖縄市に住んでいるそうである。この、沖縄の人
は13歳の時に父島に来て、お父さんは那覇出身の漁師だったそうだ。バナナ荘のうしろ
にセイボリの表札がかかった家があるので、そのことをきいてみたら、なんと、「私がセ
ボリです」ちょっと前、テレビで、セイボリ一族の子孫がセイボリ一族発祥の地であるボ
ストンに、親族の集まりに出席するため行ったのを追ったドキュメンタリーがあったが、
それに本当はおばさんも出席したかったけど、もう齢なのであきらめたこと、小笠原の復
帰は1968年6月26日であるが、この日はナサニエル・セイボリが父島に来て住み始
めた日であるのだという。親は子供が何歳になっても心配し続けるものだ、といったよう
なことをおばさんは何度もしゃべった。そういう心配が現にあるように見えた。私の名刺
を渡したのでいつか沖縄に来るかもしれない。すでにグアムとサイパンは行ったそうで、
サイパンの方が好きだそうだ。

4月5日

目的を初日でほぼ達したので、母島にいつてくることにした。7時半出航。10名ちょっとぐらいで、すいている。昨日の昼に、神社の上で出会った人もいた。船は途中、だいぶ揺れた。9時50分についた。帰りは2時なので、そんなに時間はないし、私としては海ではなく、集落が見たかったので、小剣先山という港の近くの山にのぼった。昨日会った人も含めて、5人の人とのぼったが、ほとんどが老人で、ちょっときつかったようである。私はその後1人でおりて、モットレーの墓を見に行った。墓地のどこに彼のがあるのか、さがすのに時間をくった。墓は他のに比べて貧弱だった。集落は、まとまっていて小さい。山から見ると、一番目立つ建物が都営住宅である。これからすると、むしろよそ者の方が多いかもしれない。1時前までには港に戻ってしまった。他の人も同じ。車が使えればかなり見ることができるのだが。

港では、観葉植物や大きな亀を積み込むのを見た。高校生の男の子が、学校が始まるのだろう、両親、兄弟たちと別れを告げるさまが深く印象に残った。4時20分に着いた。くたびれた。夜は早く寝た。

4月6日

朝食の後、父島の街を撮ろうと、カメラをもって出た。そのうち、兄島を見ておきたくなった。ここに空港を作る予定があり、それに反対の運動もあるようで、観光客の間でも是非をめぐるいろいろな話されている。三日月山を登っていくと、道が分かれた。墓の方にいってみると、兄島は見えなかったが、ナサニエル・セイボリの墓が見つかった。こちらはなかなか立派だった。もとに戻って、ウェザーステーションに出ると、鯨が見えた。それでも兄島は十分見えないので、さらに三日月山山頂近くに行くと、ようやく見えた。ほとんど山である。こんなところに1800メートルもの滑走路がつかれるのだろうか。相当削らなければなるまい。28時間半というのはべらば一過ぎるが、飛行機でなくてもなんとかやりようがあるのではないか。香港マカオ間のモーターボートみたいなものを、例えば八丈島との間に走らせればいいのではないか。

旅行者として感じたのは、ここから国境が開けていたらなあということだ。サイパンはそんなに遠くない。

9時半頃に民宿に帰って、おばさんを撮影させてもらった。そして、港に行った。船は12時ちょうどに出た。港では、ここの支所から転任する人々のおわかれ会が盛大に開かれていた。出帆と同時にハイビスカスの真っ赤な花輪が次々に海に落とされた。そして、船が出てからも、モーターボートがいくつもくっついてきた。執念を感じた。

船の中では次々にビデオが放映されて、退屈を感じなかった。

4月7日

船は、予定より1時間早く午後4時に竹芝棧橋についた。

5

父島では、強制退去のあと、まずセイポリファミリーら欧米系の人々の帰島が認められた。これを「在来島民」というのだそうである。復帰後「旧島民」の帰島が認められた。母島はちょっと遅れて1973年から帰島が認められた。在来島民・旧島民間の権利関係錯綜などが予想されたため、68年6月1日に「小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」が施行され、父島・母島ではこの法律にそって土地問題に対処してきて、やっと落ち着いてきたという状況である。

沖縄ではこの種の法律が定められず、いまだに例えば、今述べているような訴訟をやっている段階である。では、上記事件の被告が主張するように小笠原はこの問題を考えるのに参考にならないのであろうか。

この点については、まさにこの事件と非常によく似たケースが硫黄島に存在することを上記のとおり教えてもらったのである。

硫黄島は、周知のように現在自衛隊が全島借り上げて基地化しようとしているところである。まだ、全島の借り上げが完了したわけではないし、米空母ミッドウェー艦載機の神奈川県厚木基地での夜間発着訓練(NLP)の半数を硫黄島に移転する計画について防衛庁と在日米軍との間で合意ができて、これをめぐって色々問題が起こったりしている。一般民間人の帰島もいまだ認められていない。

硫黄島の土地所有者は民間人6名と2法人(小笠原村・国)の8名であるが、これらのうち賃貸している土地についてはどうなっているのか。この点について、私が小笠原村役場できいたのは次のような話である。

まず、ちゃんと賃借権の存在が土地所有者によっても認められているものについてであるが、この場合、自衛隊は、土地所有者との間で賃貸借契約を結ぶ。すると、二重に賃貸したことになるのだが、賃借人はこれを承諾するという形を取り、自衛隊が払う賃借料は個々のケースで異なるが、大体5対5で賃貸人と賃借人との間で配分しているらしい、ということだった。自衛隊基地は、良かれ悪しかれ米軍基地以上に永続的に存在していきそうな気配であり、そうなると、今取り上げている判決の論理で行けば当然「履行不能」となり、賃借人はなにももらえないということになるはずなのである。ところが現にこのように配分を受けている。法的構成については現在考えているところだが、ともかく事実としてこのようなことが行なわれている。

さらに、暫定措置法の定める期限を過ぎてから賃借権の申し出をした8名(その土地所有者はいずれも小笠原村)に関しては、上記のとおり、小笠原村としてはこれらのものの

権利を認めていこうという方向だときいた。（今述べている沖縄の事件の代表者の1人から聞いたところによると、その後正式に権利を認めたようで、配分は2割5分だそうである）。このケースでは契約書すらない（敗戦間近に強制退去があったとき、そんなものを持ち出す余裕もなかろう）らしいが、それでも何とか救済したいという、そういう話をきいて心を打たれた。

土地に込められた長い歴史を無視して強引に「解決」しても、実は紛糾を増すだけであろう。原告らは5月1日、この判決を不服として控訴した。「沖縄の特殊事情」を無視した判決だという原告側のコメントが新聞に載っているが、私も同様に考えている。

6

父島の喫茶店に兄島の絵葉書が売っていたので買ってきたが、これは兄島の環境破壊を憂慮する学者たちで組織された会が作ったもので、沖縄に帰ってから、その会の清水善和氏（駒沢大学）と連絡を取ったところ、多数の資料が送られてきて、兄島空港建設反対運動がもう何年か続けられてきたことを知った。最近では、国際的にもこの問題は取り上げられるようになってきている。また、先般の村議会議員選挙では空港建設反対派の候補者がトップで当選している。かくして、石垣と同じような様相を帯びてきている。

交通・運輸政策研究班で軽貨物の事件を研究しているうち、「交通権」という概念に達し、軽貨物関係の訴訟の控訴審でもその主張を出した（控訴審判決は、「交通権」なるものは（中略）いまだ生成途上で確定した概念ではないのであって、政治的スローガン等としての有益性はともかく、ある特定の運送事業の様態を規制する法律が、右事業の利用者の憲法上の権利を害するとして、これを違憲ならしめるような権利性を有するものであるとは到底認められない」と述べている。詳細については、拙稿「交通権の担い手の法的諸形態」（「交通権」第9号・1991年4月）を参照されたい）。その場合、交通権と環境権とは別に対立することもなかったのだが、空港建設の問題になると両者は一見すると対極の関係になり、二者択一の関係に立つかのようにも見えなくはない。現在、両者の関係調整の問題について研究中である。

（1991・7・7 脱稿）

平成2年度硫黄島村有地土地賃貸借料に係る
特別賃借権未申請者に対する配分金処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、硫黄島において東京防衛施設局に貸付けをしている村有地に対し支払われる土地賃貸借料の、当該村有地に係る特別賃借権未申請者に対する配分に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「土地賃貸借料」とは、硫黄島に所在する村有地について、村と東京防衛施設局との間に締結した土地賃貸借契約に基づく土地賃貸借料をいう。

2 この要綱において「特別賃借権未申請者」とは、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和43年法律第83号）第13条に基づく特別賃借権申出の権利を有していた者のうち、賃借の申出をしなかった者又は申出先を誤ったために特別賃借権が成立しなかった者をいう。

(配分対象者)

第3条 土地賃貸借料の配分対象者は、東京防衛施設局との土地賃貸借契約の対象村有地に係る特別賃借権未申請者とし、別表1のとおりとする。

(配分割合)

第4条 特別賃借権未申請者に対する配分金の割合は、土地賃貸借料の金額の10分の2.5とする。

(配分割合の加算)

- 第5条 配分対象者のうち、申出先を誤ったために特別貸借権が成立しなかったと明らかに認められる者については、その事情を斟酌し、前条の配分割合に更に10分の2.5の割合を加算するものとする。
- 2 前項の規定に基づく配分割合の加算対象者は、別表2のとおりとする。

(配分金額)

- 第6条 配分金額は、権利申出面積に対応する土地賃貸借料の金額に配分割合を乗じて得た金額とし、1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(配分金額の通知)

- 第7条 村長は、東京防衛施設局から土地賃貸借料の決定を受けたときは、すみやかに配分金額を決定し、配分金決定通知書(様式第1号)により、各配分対象者に通知するものとする。

(配分金の交付)

- 第8条 村長は、東京防衛施設局から土地賃貸借料の支払いを受けたときは、すみやかに各配分対象者に配分金額を支払うものとする。